

「お試し」のつもりが定期購入に！？

～広告のうたい文句をうのみにせず、契約内容をきちんと確認しましょう～

相談事例

サプリメントを、「美容に効果あり」「初回お試し価格500円」とうたうインターネット上の広告を見て注文した。ところが、商品と同封の請求書に「定期購入で2回目以降は1箱4,000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。購入時には分からず、2回目以降は不要と事業者申し出たが、解約を拒否された。インターネット上の広告を確認すると、画面の下の方に小さな文字で他の表示に紛れて、「定期購入で2回目以降は1箱4,000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。また、事業者から「単品扱いとする方法もある。その場合、通常価格5,000円での購入になる」と言われたが、500円だから試そうと思っただけで納得できない。



アドバイス

- ホームページやSNS上の広告で「お試し（価格）」「初回〇円」「送料のみ」等と表示されても、複数月の継続購入等といった定期購入が条件となっている場合があります。
商品を注文する前に定期購入になっていないか等、ホームページやSNS上の広告の表示や利用規約などをしっかり確認したうえで契約するかどうか判断しましょう。画面の保存や印刷はトラブル解決に役立つことがあります。
- 申込者が解約しようとしたところ、事業者から小さく表示された「定期購入が条件」という項目を見落とし、解約を拒否されるケースが多くみられます
商品を注文する前には「解約の条件」や「解約の申し出先や方法（電話やメール等）」等も確認しましょう。
- 定期購入と気づかずに契約してしまった、解約したいが方法が分からない、事業者からの請求に納得できない等、不安に思うことやトラブルが生じた場合には、

八王子市消費生活センター（TEL042 - 631 - 5455） にご相談ください。

【消費者生活講座 開催のご案内】

消費生活講座①「親子で学ぼうお金の使い方」

冬休みに親子でクイズや貯金箱作りを通じておこづかいの使い方や貯金について楽しく学びます。

対象：市内在住の小学生とその保護者

日時：12月27日（火）午後2時～4時

会場：ク 定員に達しました 室

定員：1

費用：無料

持ち物：筆記用具、色鉛筆、貯金箱持ち帰り用の。



消費生活講座②「失敗しないリフォームのために」

住宅のリフォームに関する基礎知識や悪質商法の手口・対処法について学びます。

対象：市内在住・在勤・在学の方

日時：1月13日（金）午後2時～4時

会場：クリエイトホール 11階 第7学習室

定員：25名（先着順）

費用：無料

持ち物：筆記用具



○消費生活講座の申し込みについて **お申し込みはお早めに！**

直接、電話、または講座名と氏名・電話番号、②は手話通訳の希望の有無も書いて、ファックスで消費生活センター（☎631-5456、FAX：643-0025）へ

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

※クリエイトホール休館日は電話相談のみ

午前9時～午後4時30分

（相談専用電話） **042-631-5455**

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター（開館：午前8時30分～午後5時）

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025